

定款の一部変更新旧対照表(案)

変 更 後	現 行	備 考
<p>第1条～第28条 [略]</p> <p>第29条 基金は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）・<u>会計監査人の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 基金は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、<u>非業務執行理事又は監事・会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第30条～第47条 [略]</p> <p><u>附 則</u> この定款の変更は、第94回臨時総会の決議の日から<u>施行する。</u></p>	<p>第1条～第28条 [略]</p> <p>第29条 基金は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 基金は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、<u>外部理事又は外部監事・会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第30条～第47条 [略]</p>	<p>・114条第1項に基づき、「会計監査人」についても対象とする。</p> <p>・115条第1項に基づき、「非業務執行理事又は監事」に変更する。</p> <p>・115条第1項に基づき、理事会決議及び<u>最低責任限度額を規定する。</u></p>